

ダイオキシン類対策特別措置法（抜粋）	ダイオキシン類対策特別措置法施行令
<p>第五章 ダイオキシン類により汚染された土壤に係る措置</p> <p>【第二十九条 対策地域の指定】</p> <p>都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてダイオキシン類による土壤の汚染の状況が第七条の基準のうち土壤の汚染に関する基準を満たさない地域であつて、当該地域内の土壤のダイオキシン類による汚染の除去等をする必要があるものとして政令で定める要件に該当するものをダイオキシン類土壤汚染対策地域(以下「対策地域」という。)として指定することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、対策地域を指定しようとするときは、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、環境大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。</p> <p>5 市町村長は、当該市町村の区域内の一定の地域で第一項の政令で定める要件に該当するものを、対策地域として指定すべきことを都道府県知事に対し要請することができる。</p>	<p>【第五条 対策地域の指定要件】</p> <p>法第二十九条第一項 の政令で定める要件は、人が立ち入ることができる地域（工場又は事業場の敷地の区域のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者以外の者が立ち入ることができないものを除く。）であることとする。</p>
<p>【第三十一条 対策計画】</p> <p>都道府県知事は、対策地域を指定したときは、遅滞なく、ダイオキシン類土壤汚染対策計画(以下「対策計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 対策計画においては、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。</p> <p>一 対策地域の区域内にある土地の利用の状況に応じて、政令で定めるところにより、次に掲げる事項のうち必要なものに関する事項</p> <p>イ ダイオキシン類による土壤の汚染の除去に関する事業の実施に関する事項</p> <p>ロ その他ダイオキシン類により汚染されている土壤に係る土地の利用等により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため必要な事業の実施その他必要な措置に関する事項</p> <p>二 ダイオキシン類による土壤の汚染を防止するための事業の実施に関する事項</p> <p>3 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会を開き、対策地域の住民の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>6 都道府県知事は、対策計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公告するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。</p> <p>7 対策計画に基づく事業については、公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)の規定は、事業者によるダイオキシン類の排出とダイオキシン類による土壤の汚染との因果関係が科学的知見に基づいて明確な場合に、適用するものとする。</p>	<p>【第六条 対策計画の内容】</p> <p>法第三十一条第一項 に規定する対策計画においては、同条第二項第一号 イ又はロに規定する事業に関する事項については当該事業の実施地域、内容及び事業費の額並びに当該事業を実施する者を明らかにして定めるものとし、同号 イ及びロに規定する事業以外の措置に関する事項については当該措置の対象地域及び内容並びに当該措置を講ずる期間を明らかにして定めるものとする。</p>